

1,000 m²未満の開発行為等における最小画地面積の指導指針

都市計画部開発指導課

開発行為に係る住宅地域の画地の最小面積については、沼津市開発許可指導技術基準（以下「技術基準」という。）において、その標準を定めたところであるが、開発許可を要しない1,000 m²未満の開発行為に関しても、技術基準に準じ以下の値を標準とすることとし、開発行為に関する行政相談、国土法の届出及び建築確認申請手続の受付時等の機会をとらえ、開発者や関係者の理解と協力を強く要請していくものとする。

区 分		1画地の最小面積
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	165m ² 以上
	第1種風致地区	230m ² 以上 (別途定める沼津市風致地区条例許可等審査基準によること)
	第2種風致地区	200m ² 以上 (別途定める沼津市風致地区条例許可等審査基準によること)
	そ の 他	150m ² 以上
市街化調整区域 都市計画区域外 (風致地区を除く)		165m ² 以上

ただし、商業地域、近隣商業地域又は既成市街地における開発行為など特別な事情がある場合を除く。